2026年11月20日

各 位

会 社 名 株式会社ネオマーケティング
代表者名 代表取締役　　橋本　光伸
（コード：4196、東証スタンダード・名証メイン）
問合せ先 取締役グループ CFO　森田　尚希
（TEL．03-6328-2880）

# 本店移転および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年11月20日開催の取締役会において、2026年12月24日開催予定の当社第27期定時株主総会に定款の一部変更に関する議案を付議すること及び当該議案が定時株主総会において承認されることを条件として本店移転を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．本店所在地の移転

（１）移転後の本店所在地

東京都品川区南大井六丁目 26 番２号
大森ベルポート B 館 11 階

（２）移転の理由

当社が入居する現本社ビルの建物賃貸借契約の合意解約を機に、複数フロアに分散するオフィスをワンフロアに集約し、社員同士の意思疎通の活性化による組織の一体感の醸成及び業務運営の効率性の向上を図ることを目的とするものであります。

（３）本店移転日

2027 年１月１日（予定）

（４）業績への影響

移転により発生する概算費用等は、2026 年 11 月 13 日開示の 2026 年９月期決算短信に記載しております 2027 年９月期連結業績予想に織り込み済みです。

２．定款の一部変更

（１）変更の理由

前項に記載した理由による本店移転のため、現行定款第３条（本店の所在地）を変更するものです。

（2）変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。変更箇所には下線を付しています。

（下線は変更部分を示します）

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| 第３条（本店の所在地）<br>当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。 | 第３条（本店の所在地）<br>当会社は、本店を東京都品川区に置く。 |
| （新設） | 附則<br>第３条（本店の所在地）の変更は、2027 年１月１日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は効力発生後これを削除する。 |

（3）日程

定款変更のための株主総会開催日　2026 年 12 月 24 日（予定）

定款変更の効力発生日　2027 年 1 月 1 日（予定）

以上